

あなたと県税（県税シリーズNo.4）

身体障害者等の減免の あらまし

—自動車税・自動車取得税—

熊本県
(平成19年6月)



● 減免の趣旨

身体障害者等の方又はその家族等が所有し、身体障害者等の方のために使用する自動車について自動車税及び自動車取得税を減免することにより、当該身体障害者等の方が身体障害等を克服し積極的な社会参加を行うことができるよう税制上特別の配慮を加えたものです。

● 減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された**障害名が2つ以上の場合、各々の障害の程度について等級（程度）が認定されます**ので、あてはまらない場合もあります。

障害名	区分	身体障害者福祉法			
		別表第5号	恩給法 別表第1号表の2	同第1号表の3	
視覚障害	本人が運転する場合	1級～3級及び4級の1	特項及び1項～4項		
	家族等 //	1級～3級及び4級の1	特項及び1項～4項		
聴覚障害	本人 //	2級及び3級	特項及び1項～4項		
	家族等 //	2級及び3級	特項及び1項～4項		
平衡機能障害	本人 //	3級	特項及び1項～4項		
	家族等 //	3級	特項及び1項～4項		
音声機能障害	本人 //	3級 <small>(咽喉及び喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)</small>	特項、1項及び2項 <small>(咽喉及び喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)</small>		
	家族等 //				
上肢不自由 <small>(注1)</small>	本人 //	1級、2級の1及び2級の2	特項及び1項～3項		
	家族等 //	1級、2級の1及び2級の2	特項及び1項～3項		
下肢不自由	本人 //	1級～6級	特項及び1項～6項	1款～3款	
	家族等 //	1級～3級	特項及び1項～3項		
体幹不自由	本人 //	1級～3級及び5級	特項及び1項～6項	1款～3款	
	家族等 //	1級～3級	特項及び1項～4項		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人 //	1級及び2級 <small>(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)</small>		
		家族等 //	1級及び2級 <small>(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)</small>		
	移動機能	本人 //	1級～6級		
		家族等 //	1級～3級 <small>(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)</small>		
心臓機能障害	本人 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
じん臓機能障害	本人 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
呼吸器機能障害	本人 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
ぼうこう機能障害	本人 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
直腸機能障害	本人 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
小腸機能障害	本人 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
	家族等 //	1級及び3級	特項及び1項～3項		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人 //	1級～3級			
	家族等 //	1級～3級			

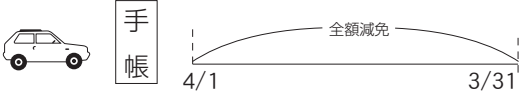
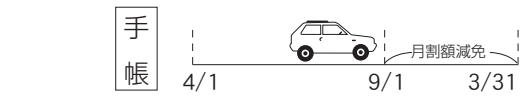
療育手帳	障害の程度が「A」と記載された者
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者

(注1) 上肢不自由 { 2級の1…両上肢の機能の著しい障害
2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの
戦傷病者手帳が、旧項、旧款で障害の程度が記載されている場合は、右の図により新款として判定されます。

新款	1款症	2款症	3款症
旧項・旧款	7項症	1款症	2款症

● 減免の対象となる自動車は

◎その1（障害者の方が所有する自動車）

自動車の所有（取得）者	自動車の運転者	使用の目的	減免申請に必要な書類等	自動車の種類	減免台数
障害者の方に限る ただし、身体障害者が年齢18歳未満の場合、知的障害者の場合又は精神障害者の場合は生計を一にする者が所有（取得）する自動車を含む。	障害者本人 障害者と生計を一にする者 単身で生活する障害者を常時介護する者	特に問わない 障害者の ●通学 ●通院 ●通所 ●生業 の用に供されるもの	身体障害者手帳、戦傷・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、車検証（届出済証）、運転免許証、印かん 上記のほか ●通学するとき…通学証明書 ●通院するとき…通院証明書 ●通所するとき…通所証明書 ●生業するとき…所得証明書等 ※障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者が運転する場合は、併せて常時介護証明書が必要です。	車検証に 自家用 と記載されているもの	障害者1人につき、 自動車（普通小型）、軽自動車を通じて、何れか 1台 に限る。
減免される税額	(1) 4月1日前より手帳、自動車を持っているとき (2) 年度の途中で自動車を新規取得したとき ◎自動車取得税は全額免除されます。		 <p>手帳</p> <p>全額減免</p> <p>4/1 3/31</p>  <p>手帳</p> <p>月割額減免</p> <p>4/1 9/1 3/31</p>	※左記は、初めて減免を受ける方についての記載例です。	
即時減免	新たに取得した自動車について減免を受けられる方は、 税申告 の際、併せて減免の申請をされますと税を納付する必要がありません。				

※既に減免を受けている方で、車の買い換え等をされる場合の減免の取り扱いについては、上記と異なる場合があります。詳細は裏面のお問い合わせ先にお尋ねください。

◎その2（障害者のために特別の仕様がされた自動車）

利用の目的	自動車の構造・種類	自動車の所有（取得）者	自動車の運転者	減免申請に必要な書類等	減免台数
(1) 障害者等の 利用のみ に供されるもの（8ナンバー）	●特別の仕様がなされた自動車に限る。 ●自家用・事業用は問わない。	特に問わない	特に問わない	● 利用する 障害者の各障害者手帳又は障害の状態に関する証明書	特に台数の制限はない
(2) 障害者等+障害者以外の利用に供されるもの	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	●車検証又は届出済証 ●売買契約書（写） ●印かん（申請書） ●車の写真（前・横・後・構造変更部分）	
(3) 障害者の運転に供されるもの	●運転装置、制御装置等に特別仕様されたもの ● 事業用自動車のみ	上記に同じ	障害者に限る		
減免される税額・税目	上記「利用の目的」の (1)に該当する場合…自動車税・自動車取得税の全額が減免されます。 (2)に該当する場合… } 課税された自動車取得税のうち (3)に該当する場合… } (特別の仕様の構造変更に要した金額×自動車取得税の税率)が減免されます。				

※「特別の仕様」とは、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等をいいます。

● 減免の手続き及び申請期間は

減免される税目	減 免 申 請 期 限	減 免 申 請 先
自 動 車 税	(1) 納税通知書によって納付する場合 納期限の翌日から起算して 30日 を経過する日まで (例) 納期限が5月31日のときは、6月30日まで となります。(平成19年度は7月2日まで) (2) 証紙によって納付する場合(新規登録等) 証紙徴収の行われた日の翌日から起算して 30日 を 経過する日まで	●自動車税事務所 減免申請書を1部提出して ください。 ●各地域振興局総務部税務課 又は熊本県税事務所 減免申請書を2部提出して ください。
自動車取得税	登録(申告)の日の翌日から起算して 30日 を経過する日 まで (例) 登録(申告)が7月1日のときは、7月31日まで となります。	上記に同じ

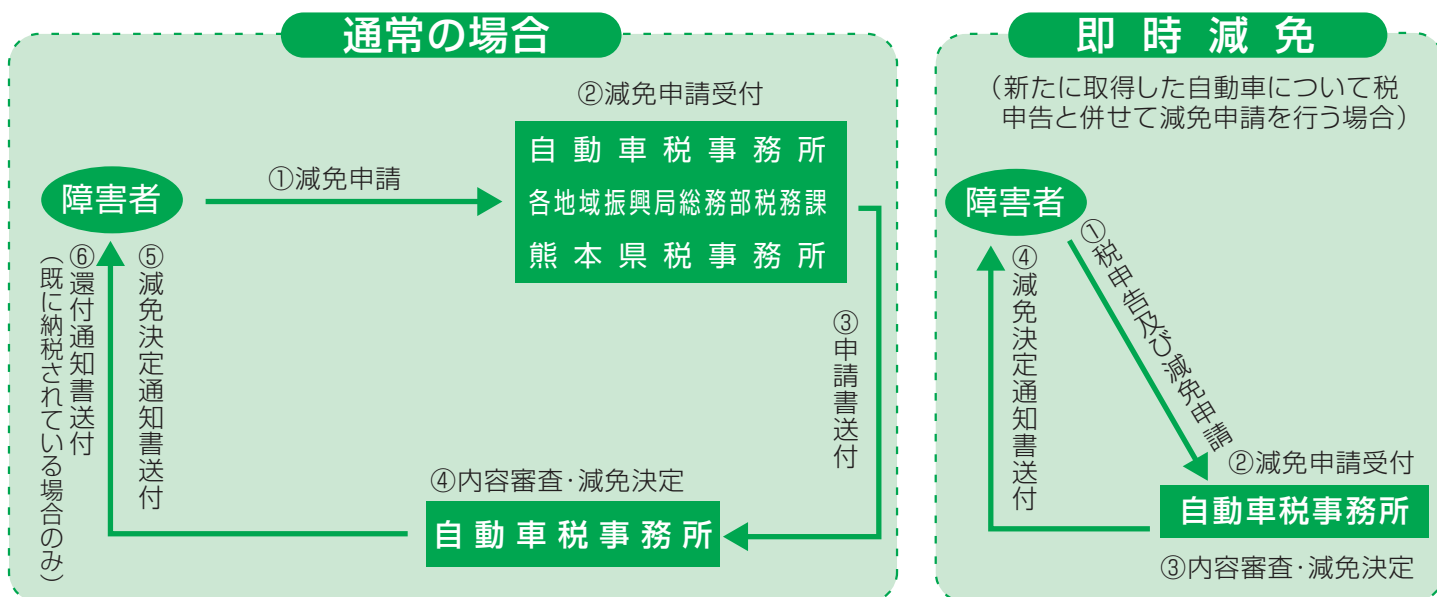
※軽自動車にかかる減免は

自動車取得税……各地域振興局総務部税務課、熊本県税事務所総務課又は自動車税事務所へ
(県の税金)
 提出してください。

軽自動車税……各市町村の税務課へ提出してください。
(市町村の税金)

※申請期限日が、土・日・祝日に当たるときは、これらの日の翌日が期限日となります。

● 減免の事務の流れは



減免申請・お問い合わせは

事務所名	所在地	電話番号	郵便番号
自動車税事務所	熊本市東町4丁目14-37	096 368-4020(代)	862-0901
熊本県税事務所 総務課	熊本市南千反畑町4-33	096 352-4111(代)	860-8570
宇城地域振興局総務部 税務課	宇城市松橋町久具400-1	0964 32-2115(直)	869-0532
玉名地域振興局総務部 税務課	玉名市岩崎1004-1	0968 74-2111(代)	865-0016
鹿本地域振興局総務部 税務課	山鹿市山鹿1026-3	0968 44-1259(直)	861-0594
菊池地域振興局総務部 税務課	菊池市隈府1272-10	0968 25-4124(直)	861-1331
阿蘇地域振興局総務部 税務課	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967 22-1112(直)	869-2612
上益城地域振興局総務部 税務課	上益城郡御船町辺田見396-1	096 282-2111(代)	861-3206
八代地域振興局総務部 税務課	八代市西片町1660	0965 33-3111(代)	866-8555
芦北地域振興局総務部 税務課	芦北郡芦北町芦北2670	0966 82-3111(代)	869-5461
球磨地域振興局総務部 税務課	人吉市西間下町86-1	0966 24-4111(代)	868-8503
天草地域振興局総務部 税務課	天草市今釜新町3530	0969 22-4239(直)	863-0013

— お願い —

減免されている車で、申請された内容・住所などについて変更が生じたときは、必ず申告してください。

